

Title	〔商法一二九〕手形金の一部に関する原因債務不存在といわゆる二重無権の抗弁(東京地裁昭和四六年二月一一日判決)
Sub Title	
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Yasuichirō) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1973
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.46, No.12 (1973. 12) ,p.90- 93
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19731215-0090

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 一二九〕 手形金の一部に関する原因債務不存在と

いわゆる二重無権の抗弁

〔東京地裁昭和四六年二月二日判決
昭和四四年(ワ)七〇五六〇号約定手形金異議事件
下級民集三二卷一・三三〇号一五五頁〕

〔判示事項〕

Y振出の約束手形がA、B、Xと順次裏書されたが、YA間およびAB間には原因関係がなく、BX間には手形金の一部に関する原因関係がない場合に、XからYに対する手形金請求についていわゆる二重無権の法理を適用して手形金の一部に対する原因債務不存在の抗弁を認めたる事例

〔参照条文〕

手形法一七条、七七条

〔事實〕

Yは訴外Aの二四時間以内に手形を現金化して来るとの言を信じ、本件手形(金額五〇万円)を含む約束手形五通を振出し右Aに交付したが、Aは約束を違えてYに手形金を交付することなく、本件手形をBに割引依頼のために裏書した。BはさらにこれをX方に持参して割引を依頼し、割引金からBがかねてからXに対して負担し

ている三〇万円の債務額を差引いた残額を交付してくれるよう申込んで、Xに裏書譲渡した。これに対してXは、右三〇万円の債務の支払のためのみ本件手形の裏書を受けたものとし、残額をBに支払うことはなかつた模様である(この点は、後述のように結論に影響を及ぼしうる事実であるから、判決理由中に明確な認定が欲しかったようにおもふ)。

Xは満期にYに対して本件手形を支払のため呈示したが支払を拒絶されたので、本訴を提起した。

〔判旨〕

手形金額五〇万円のうち、三〇万円についてXの請求認容。

「振出人から所持人に至る原因関係がすべて消滅し又は不存在である場合、振出人は手形振出の原因債務不存在の抗弁をもつて所持人に対抗できるのであるが(最判昭和四五年七月一六日判例時報六〇三号九〇頁参照)、この理は所持人とその前者との間で手形金の一部に

ついでのみ原因関係が存在しない場合においても同様にあてはまるものと解すべきであるところ、本件においてはYの抗弁事実を照らして右のいわゆる二重無権の抗弁の主張があるものとみることができ、進んでこの点につき判断する。

認定の事実によれば、本件手形はYから訴外Aへ、Aから訴外Bへ、BからXへと譲渡されたところ、YとAとの間及びAとBとの間の原因債務は当初から不存在であり、BとXとの間では三〇万円限度で原因債務が存在するのみであることが認められる。してみればYは本件手形金額面五〇万円中二〇万円については原因債務不存在の抗弁をもつてXに対抗することができるというべきである。」

〔研究〕

養成。

いわゆる二重無権の抗弁は、これまで、学説上主として所持人に固有の経済的利益がないことを理由として、ひろく認められて来ている。本件判決も挙げている昭和四五年七月一六日の最高裁判決も、「原因関係に由来する抗弁は本来直接の相手方に対してのみ對抗しうるいわゆる人的抗弁たりうるにすぎないが、人的抗弁の切斷を定めた法の趣旨は、手形取引の安全のために、手形取得者の利益を保護するにあると解すべきことにかんがみると、前記のように、自己に対する裏書の原因関係が消滅し、手形を裏書人に返還しなればならなくなっている所持人のごとく、手形の支払を求める何らの経済的利益も有しないものと認められるものは、かかる抗弁切斷の利益を享受しうべき地位にはないものというべきである」と判示

している。

もつとも、これに先立つ昭和四三年一月二五日の大法廷判決は、自己に対する裏書の原因関係が消滅した手形所持人につき、手形上の権利はこれを認めながらも、権利濫用の理論によつて手形金請求の権利行使を排斥している（民集二巻一三三三三三八四頁）。この論法で行けば、いわゆる二重無権の場合にも、前者に対する抗弁権の有無を考慮することなく、自己に対する裏書の原因関係が消滅している所持人の請求に対しては、債務者はその一事をもつて對抗しうることになるべきものであろう。この場合、権利濫用の抗弁は当該所持人につき固有の抗弁事由であるのに対して、いわゆる二重無権の抗弁は前者の抗弁事由が切斷されずに所持人にひきつがれる場合であると解されている点で、両者の間には理論的差異があるわけである。

所持人が原因関係上無権利である場合に、そのことだけを理由として所持人の債務者に対する手形金請求を排斥することについては、理論的にも実際のにも、これに養成することはできない（拙稿「手形の無因性と人的抗弁」手形研究九三三四頁以下参照）。したがつて、本件の場合においても、B・X間の原因関係が一部不存在であることを理由として、手形金請求の一部を排斥するという結論に至るべきではない。

これに対して、いわゆる二重無権の場合には、所持人の請求に対して債務者が抗弁しうるものと解すべきであるが、その理論構成については問題がある。一般に、二重無権の抗弁は、人的抗弁の個別

性の限界を示すものと解されている(戸塚・ジュリスト昭和四五年度重
要判例解説九五頁)。すなわち、Y・A間の原因関係不存在という事実
は、ほんらい当事者たるY・A間のみ個別的な抗弁事由であるべ
きものであるけれども、後者に固有の経済的利益がない場合には、
YはAに対する抗弁事由を以てその後者にも対抗しうるものとする
わけである。このような理論においては、本件YはAに対しては手
形金の全額につき対抗しえたのであるから、自己に対する裏書の原
因関係が一部不存在であるXに対して、Yが手形金の一部について
だけ対抗しうるものと結論するためには、もう一段の理由づけが必
要であるものといふべきであらう。

私は、人的抗弁というものは、無因証券たる手形において、決済
すなわち権利行使の当事者間における衡平法的な反対権であるもの
と考えている(拙稿・週刊金融商事判例三八一号三頁参照)。すなわち、手
形は高度に流通性を有する取引の道具であるから、その流通過程に
おいては無因的に移転されるが、他面、それは具体的な経済関係に
おいて手段たる意義を有するにすぎないものであるから、具体的な
経済関係において一方当事者が不当に利得することを排除するため
に、権利行使の過程においては実質的衡平がはかられることになる
のである。

したがつて、人的抗弁の問題においては、権利行使の当事者すな
わち本件におけるX・Y間の実質的な衡平が考慮されなければなら
ない。しかも、この場合に注意されるべきことは、権利行使の当事
者間において、その権利行使により一方が不当に利得し他方がその

ことによつて損害を受けるといふ関係がなければ、衡平法的な反対
権を認める根拠とはならないということである。換言すれば、その
権利行使により所持人が債務者以外の第三者との関係で不当利得を
する結果になるとしても、そのことは弁済の利益を有する債務者に
抗弁権を認める理由とはならないということである。この場合に債
務者に反対権を認めるとすれば、そのことにより所持人の不当利得
を防ぎえたとしても、債務者がかえつて不当利得をするおそれを生
ずることとなり、決して権利行使の当事者間での衡平がはかられる
ことにはならないからである。

結局、いわゆる二重無権の場合も含めて、前者に抗弁事由のある
手形を固有の経済的利益を有せず取得した所持人は、その者と債
務者との間で直接に不当利得とその返還の問題を生じるがゆえに、
そのことをもつて債務者は所持人に抗弁しうるものと解すべきであ
る。Y・A間の原因関係の不存在という事実は、所持人の債務者に
対する関係での不当利得という抗弁事由にとつては、原因事実の一
つであるにすぎず、したがつて、この場合、Yが所持人に主張しう
るのはAに対する抗弁事由とは別物である。そこで、本件のよう
に、Xの手形取得の原因関係が一部不存在である場合には、Xの不
当利得は手形金の一部にとどまるから、Yはその限度で抗弁をなし
うるにすぎず、判旨の結論に賛成することができる。

なお、本件事実においては、Bは金額五〇万円の本件手形をXに
裏書するにあつて、うち三〇万円を既存債務の弁済に充当するこ
ととし、残額を交付するよう要求している。この残額をXがBに交

付したかどうかは、判決の認定からは必ずしもあきらかではない。もし、残額が交付されていれば、Xの手形取得の原因関係には何ら欠ける部分はないこととなり、手形金の全額請求が認められるべきこととなる。

判決理由の文脈からすれば、原因関係が一部不存在といっているのであるから、残額がXからBに交付されることはなかつたのであ

らう。ただし、Xが残額をBに交付しなかつたということが、三〇万円が本件手形裏書の対価であつたということを意味するものとするれば、その場合にも、原因関係には何ら欠けるところはないこととなる。固有の経済的利益とは、自己の手形取得における経済的出納自体とは異なるものだからである（竹田「手形法」四九頁参照）。

倉沢 康 一 郎